

厚生労働省
令和3年8月15日
10時00分現在

令和3年（2021年）8月の大雨について（第6報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 8/12 11:00 厚生労働省災害情報連絡室設置
8/13 11:30 厚生労働省災害対策本部設置
8/13 17:45 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催

2 医療関係

(1) 医療関係全般

- 各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼（8/12）。
- 8月13日（金）に予定していたEMISのメンテナンス作業を今回の対応のために延期とし、関係者に周知。（8/12）
- EMIS の警戒モード／災害モード切り替えに関する注意事項を、EMIS を活用して都道府県へ周知。（8/13）

(2) EMIS の運用状況（8月15日8時00分時点）

8月11日	大分県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月11日	鹿児島県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月12日	広島県	EMIS 警戒モードに切り替え。 →13日 EMIS 災害モードに切り替え。
8月12日	福岡県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月12日	熊本県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月12日	長崎県	EMIS 警戒モードに切り替え。 →14日 EMIS 災害モードに切り替え。
8月13日	佐賀県	EMIS 警戒モードに切り替え。 →14日 EMIS 災害モードに切り替え。
8月13日	愛知県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月14日	滋賀県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月14日	岐阜県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月14日	福井県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月14日	島根県	EMIS 警戒モードに切り替え。

8月14日	鳥取県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月14日	山口県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月15日	千葉県	EMIS 警戒モードに切り替え。
8月15日	岡山県	EMIS 警戒モードに切り替え。

(3) 医療施設の被害状況（8月15日8時00分時点）

- ・広島県内の医療機関では最大合計1医療機関に被害が発生。最大合計1医療機関に浸水が発生し、うち1医療機関で継続しているが、入院機能は維持されている。
- ・佐賀県内の医療機関では最大合計4医療機関に被害が発生。最大合計3医療機関に浸水が発生し、うち2医療機関で継続しているが、入院機能は維持されている（1医療機関は解消済み）。最大合計1医療機関に断水が発生し、うち1医療機関で継続しているが、入院機能は維持されている。最大合計2医療機関で周囲の冠水が発生し、うち1医療機関で継続（1医療機関は解消済み）。

<広島県>

二次医療圏名	種別	浸水	断水	停電	その他	備考
広島	病院	●	—	—	—	・院内浸水に対しては、垂直避難を実施済み。入院機能は維持されている。

●：被害あり、○：解消済み、—：被害なし

※広島県には、7医療圏があり、上記1医療圏以外の6医療圏からはEMISで被害報告無し。

<佐賀県>

二次医療圏名	種別	浸水	断水	停電	その他	備考
南部	病院	●	●	—	●	病院1階が浸水。断水。入院機能は維持されている。周辺道路が冠水。
南部	有床診	●	—	—	—	厨房が浸水。入院機能は維持されている。
南部	病院	○	—	—	—	院内浸水あったが、解消済み。
南部	病院	—	—	—	○	病院駐車場が冠水したが、解消済み。

●：被害あり、○：解消済み、—：被害なし

※佐賀県には、5医療圏があり、上記1医療圏以外の4医療圏からはEMISで被害報告無し。

※大分県、鹿児島県、福岡県、熊本県、長崎県、愛知県、滋賀県、岐阜県、福井県、島根県、鳥取県、山口県、千葉県、岡山県では、EMIS情報及び県庁情報で、現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) DMAT活動状況（8月15日8時00分時点）

活動中 DMAT隊総数 6 ※①および②の合計

活動を行っている場所：合計3都県

東京都（1） 広島県（3） 佐賀県（2）

<① DMAT事務局の活動>

東京 DMAT事務局本部内（DMAT1隊）

活動中の DMAT隊総数	内訳			
	本部活動※ ¹	病院支援	移動中※ ²	その他※ ³
合計	1	1	0	0

<② DMATの主な活動（広島県、佐賀県）>

活動中の DMAT隊総数	内訳			
	本部活動※ ¹	病院支援	移動中※ ²	その他※ ³
合計	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
広島県	<u>3</u>	<u>3</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
佐賀県	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>0</u>

※1 本部活動とは、都道府県調整本部等の支援、被災医療機関の情報の収集、患者の搬送手段の確保の調整などであり、派遣後の現地での待機も含む。

※2 次の活動先に移動中など。

※3 その他には、避難所支援等を含む。

(5) DPAT活動状況（8月15日9時00分時点）

・広島県

DPAT調整本部を設置（8/13）。

調整本部にて、DPAT1隊が情報収集活動中。

・福岡県

DPAT 調整本部を設置（8/14）。

調整本部にて、DPAT 1隊が情報収集活動中。

・佐賀県

DPAT 調整本部を設置（8/14）。

（6）医薬品・医療機器製造販売業、卸売販売業関係

- ・都道府県・業界団体等に対して注意喚起を行うとともに被害状況の確認を依頼（8/11）
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

3 生活衛生・食品安全関係

（1）水道の被害状況

- ・水道事業者等に対して、水道施設の被害等に対する警戒及び二次災害への留意を要請。併せて、都道府県等に対して、断水等被害情報の積極的な収集及び円滑な連絡・対応を要請（8/12）。
- ・長野県、広島県、山口県、長崎県、熊本県内の9事業者において、水道管の損壊等により約1,066戸が断水中（長野県、広島県、山口県、長崎県、熊本県内の12事業者において最大断水戸数※約2,873戸、うち1,807戸が解消済み）。※各市町村の最大断水戸数の合計
- ・（公社）日本水道協会の支援等により応急給水実施中。
- ・引き続き情報収集に努める。

県・市町村 ・事業者名	断水戸数（戸）		断水 期間	被害等の状況
	最大	現在		
【長野県】 木曽町	35	35	8/14～	・水道管の損壊による断水 ・応急給水実施中
南木曽町	120	120	8/14～	・取水施設の損壊による断水 ・応急給水実施中
【広島県】 安芸高田市	74	18	8/13～	・配水管の損壊による断水 ・応急給水実施中
広島市	約800	約800	8/14～	・水道管の損壊による断水 ・応急給水実施中
北広島町	68	68	8/13～	・詳細確認中 ・住民避難中
【山口県】 萩市	7	7	8/14～	・配水管の損壊による断水 ・応急給水実施中

【長崎県】 西海市	15	12	8/13～	・水道管の損壊による断水 ・応急給水実施中 ・応急復旧実施中
【南島原市】	253	5	8/13～	・道路崩落に伴う配水管の損壊による断水 ・応急給水実施中 ・応急復旧実施中
【熊本県】 芦北町	1	1	8/13～	・道路崩落に伴う水道管損壊による断水 ・応急復旧準備中
合計	約1,373	約1,066		

断水解消済み				
【熊本県】 天草市	351	0	8/13	・道路崩落に伴う水道管損壊等による断水（復旧済み）
小国町	132	0	8/12～14	・配水管損壊による断水（復旧済み）
八代生活環境事務組合 (八代市、 氷川町)	1,017	0	8/13～14	・水源の濁り及び水質悪化による断水（復旧済み）
合計	1,500	0		

(2) 食中毒予防対策

令和3年（2021年）8月の大雨について、都道府県等に対し、設置された避難所での食中毒発生予防のため、厚労省から提供した予防のポイントをまとめたりーフレットファイル等も活用した継続的な啓発の実施及び食中毒（疑いを含む）発生時の厚生労働省との迅速な情報共有について依頼した（8/13）。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

- ・佐賀県大町町の有料老人ホーム1カ所で床下浸水の被害あり。
- ・佐賀県江北町の有料老人ホーム1カ所で床下浸水の被害あり。
- ・広島県広島市の特別養護老人ホーム1カ所で床上浸水の被害あり。入

居者は避難済み。

人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

- ・佐賀県佐賀市の共同生活援助 1 カ所で床下浸水の被害あり。入居者は避難済み。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

- ・佐賀県佐賀市の児童養護施設 1 カ所で床上浸水の被害あり。
人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼（8/12）。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

・各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した（8/12）。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した（8/12）。

・広島県において透析スケジュールに影響が出た施設が 1 施設あるが、当該施設での透析実施は可能。8月13日及び14日に透析予定の約90名について、当該施設での実施に関するスケジュール調整及び他施設で実施するかについて調整中。（8/13）

透析スケジュール調整を行っていた 1 施設について、8月13日に実施できなかった分も含めて、他施設へ依頼することなく実施できていることを確認。その他県内での被害報告ないことを確認。（8/14）

・佐賀県において透析スケジュールに影響が出た施設が 1 施設あるが、当該施設での透析実施は可能。8月14日分を8月15日に振り替えて対応。（8/14）

引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請（8/12）。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼（8/12）。

現時点では被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 公費負担医療

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を発出（8/13）。

※ 「【事務連絡】令和3年8月11日からの大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」（令和3年8月13日付け関係課連名事務連絡）

(4) 被災者の健康管理

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に、被災地で保健師などが行う保健活動に活用するため、以下の事務連絡等を送付し、被災者への対応を要請した。引き続き情報収集に努める。

- ・「「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「避難生活を過ごされる方々の深部静脈血栓症／肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「被災地における熱中症予防について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）
- ・「管轄避難所等情報の記録様式について」（令和3年8月13日付け健康局健康課事務連絡）

○ 都道府県、保健所設置市、特別区に対し、「令和3年8月11日からの大雨に係る被害地域における感染症予防対策等について」（令和3年8月13日付け健康局結核感染症課事務連絡）を発出し、感染症の発生及び蔓延が懸念される場合は、地域の実情に応じて、(1)～(6)に留意のうえ、感染症予防対策としての消毒及び害虫等対策等を円滑かつ適切に実施するよう要請した。

- (1) 避難所における感染防止対策（被災者や関係者の咳エチケットやマスクの着用・手指衛の実施、避難所のトイレや床の清掃等を通じた衛生管理）

- (2) 自然災害時の感染症対策に関するガイドンス（管内市町村や住民への感染予防対策の周知）
 - (3) 国立感染症研究所等の災害時の専門課家派遣体制（派遣要請に応じた感染症対策の専門家の派遣）
 - (4) 感染症予防事業費の活用
 - (5) 消毒液や委託業者の人手の不足状況の把握及び調整
 - (6) がれき撤去等の作業に専門的に従事する方への防じんマスク着用の勧奨
- (5) その他
- 感染症指定医療機関、病原体管理施設の被害状況
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

- (1) 薬局、薬剤師
- ・各都道府県等に対し、大雨についての注意喚起とともに、薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（8/12）。
 - ・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被事件数	詳細状況
広島県	安芸高田市 1 件	浸水 1 件（営業不可）

- (2) 輸血用血液製剤
- ・日本赤十字社等に対し、大雨についての注意喚起とともに、輸血用血液製剤関係の被害情報等の収集と共有を行うよう依頼（8/12）。
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。
- (3) 毒物劇物
- ・各都道府県等に対し、大雨についての注意喚起とともに、毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（8/12）。
 - ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 障害福祉関係

- 被災した要援護障害者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等に

による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/13広島県、8/14佐賀県、8/14福岡県、8/14島根県）。

- 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について
災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請（8/13広島県、8/14佐賀県、8/14福岡県、8/14島根県）。
- 障害児者の安否確認等について
市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知（8/13広島県、8/14佐賀県、8/14福岡県、8/14島根県）。
- 特別児童扶養手当等に係る提出書類の省略等について
特別児童扶養手当等の認定等に係る提出書類の省略や一定の損害を受けた被災者に係る所得制限の特例措置等について都道府県等に要請（8/13）
- 指定就労継続支援A型事業者の運営に関する基準の取扱い等について
被災した就労継続支援A型事業所等について、生産活動収入の減少が見込まれるときには、自立支援給付を賃金等に充てても差し支えない旨を都道府県等に周知。（8/13）
- 災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について
定員やサービスについて把握・調整・配慮要請、および措置負担に係る特例の通知。（8/13）
- 障害児入所施設等の人員基準等の取扱いについて
人員、設備基準の柔軟な取扱いを可能とする旨の通知。（8/13）

8 介護保険関係

(1) 利用者関係

- 被災した要介護高齢者等への対応について
災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（8/13）

広島県、8/14福岡県、佐賀県、島根県)。

当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡(8/13)。

また、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるよう対応することを可能とする事務連絡を発出(8/13)。

○ 被災した要介護高齢者等の安否確認等について

市町村が要介護高齢者等について、地域包括支援センターや介護支援専門員等への協力依頼等の方法により、安否確認を行うとともに、必要なサービス提供につなげる旨を周知(8/13広島県、8/14福岡県、佐賀県、島根県)。

○ 避難所等で生活する要介護高齢者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する要介護高齢者に対する支援にあたって、必要なサービスが受けられるよう、居宅介護支援事業者等に協力を依頼するよう要請(8/13広島県、8/14福岡県、佐賀県、島根県)。

9 児童福祉関係

(1) 事業者関係

○ 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設(派遣元施設)において、被災地に職員を派遣することで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。(8/13)

○ 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(8/13)

(2) その他

○ 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。(8/13)

- ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築

- ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等

○ 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。(8/13)

- ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（8/13）。
※「令和3年8月11日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和3年8月13日付け保険局医療課事務連絡）を送付（8/13）。
- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。
※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和3年8月13日付け保険局保険課事務連絡）を送付（8/13）。
- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和3年8月13日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（8/13）。
※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。
- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
※「令和3年8月11日からの大雨による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和3年8月13日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（8/13）。

11 年金関係

- 日本年金機構に対して、災害により被災した被保険者に係る国民年金保険料の免除を行うよう指示するとともに、各市町村に対しても周知（8/13）。
※平成16年12月10日に発出した「災害に伴う国民年金保険料の免除事務に

ついて（通知）」の再周知について、令和3年8月13日付け厚生労働省年金局事業管理課長通知を送付。

12 消費生活協同組合関係

- 共済事業を行う消費生活協同組合に対し、被災した共済契約者について、掛金の払込期間の延長や共済金の請求手続きの簡素化等の取扱いが可能な旨を周知。（8/13）

13 地方支分部局関係

（1）管内の状況

- ・8/13午後、広島労働局管内的一部署所について閉庁又は公共職業安定所の雇用保険部門を除き業務停止する。
閉庁：三次監督署、広島北監督署
雇用保険業務を除き業務停止：広島西条所、三次所、安芸高田出張所、可部所、広島東所
- ・広島労働局管内の広島わかものハローワークについて、8/14臨時閉庁。
- ・佐賀労働局管内の佐賀所について、8/13閉庁延長（18時まで）中止及び8/14臨時閉庁。
- ・長崎労働局管内のハローワークプラザ長崎（ハローワーク長崎の庁舎外窓口：第2、4土曜に開庁）について、8/14臨時閉庁。

以上